

入札説明書

件名 地方独立行政法人長崎市立病院機構 医事業務委託

地方独立行政法人長崎市立病院機構

令和 7 年 10 月

この入札説明書は、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程（平成 24 年規程第 52 号。以下「契約規程」という。）、本件の調達に係る公告（以下「公告」という。）のほか、当機構が発注する調達契約に関し、制限付一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
- (2) 件名の仕様
- (3) 履行場所
- (4) 履行期間

} 別添「仕様書」のとおり

2 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び契約規則を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に対する質問書の提出により説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (3) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることができる。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証で全て原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (7) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (8) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - (ア) 物件工事名 地方独立行政法人長崎市立病院機構 医事業務委託
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 入札参加者の住所、商号又は名称、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (9) 入札参加者又はその代理人は、当機構所定の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、総額（消費税及び地方消費税額抜き）で記載すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時

に入札すること。なお、郵便、加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (13) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆及び消せるボールペンなど訂正が容易にできる筆記用具の使用は不可）を使用すること。
- (16) 入札・開札日時及び場所は、公告に示したとおりとする。
- (17) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本機構の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (19) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- (20) 入札執行者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (21) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (22) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。ただし、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (23) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

3 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 契約規程第 10 条第 1 項第 1 号から第 8 号のいずれかに該当するとき
- (2) 件名、及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者の住所、商号又は名称、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が確認できない入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (9) 再度入札において、初回の入札に参加しなかった者及び無効となる入札をした者の入札書
- (10) 再度入札において、初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

4 落札者の決定

- (1) 入札回数は、2回までとする。ただし、調達責任者が特別な理由があると判断したときは、3回まで行うことができる。
- (2) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格を下回った者の内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額とする。

6 契約条項

別添契約書（案）及び契約規程による。

7 支払いの条件

納入物品等の代金は検査合格後請求により、請求を受けた月の翌月末日に支払うものとする。

8 契約条項

別紙契約書案及び契約規定による。

9 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書（案）を熟読し、内容を理解、遵守すること。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 地方独立行政法人長崎市立病院機構 医事業務委託
- (2) 件名の仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 別添仕様書のとおり

2 競争加入者に必要な資格及び提出資料

- (1) 沖縄県を除く九州内のいずれかの県に事業所（本社、本店、支店等）を置く、又は契約締結時まで開設することが確実であると認められること。（証明できる書類）
- (2) 沖縄県を除く九州内のいずれかの県において一般病床数 300 床以上かつ救急告示病院から医事業務委託を単独で 2 年以上継続して受託していること。（契約書写し等）

3 入札説明書等の公開期間、入手方法

- (1) 公開期間 令和 7 年 10 月 17 日（金）から
- (2) 入手方法 地方独立行政法人長崎市立病院機構ホームページよりダウンロードすること。
<https://www.nmh.jp/>

4 制限付一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時まで
- (2) 提出場所 地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部財務管理課
- (3) 提出方法 持参（土・日を除く）、若しくは郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。

5 仕様書等についての質問書の提出期間・場所等

- (1) 提出期間 令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時まで
- (2) 提出場所 地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部財務管理課
- (3) 提出方法 持参又は郵送、メール若しくはファクシミリにて質問書を提出すること。なお、郵送、メール、ファクシミリの場合は必ず押印すること。また、郵送の場合は書留郵便等で配達記録が残るものに限るものとする。

FAX:095-826-8798 E-mail: byouin_keiei@ncho.jp

6 入札及び開札

- (1) 入札担当部署
 - （所在地） 長崎市新地町 6 番 39 号
 - （担当課） 地方独立行政法人長崎市立病院機構事務部財務管理課
 - （調達責任者） 理事長 門田 淳一
- (2) 入札・開札日時及び場所
 - （ア）日 時 令和 7 年 10 月 28 日（火） 11 時 00 分
 - （イ）場 所 地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンター
1 階 第 3 会議室